

しおかぜ

No.309 2015 7月号

- 第3回通常総会.....2~5
- 第81回 税金よもやま話
「消費税の簡易課税制度とみなし仕入率の改正」.....6
- 第11回「知って得する？」社労士の独り言
「事業者が行う“ストレスチェック制度”
実施までの事前準備について」.....8
- 地域の会員企業紹介.....10
- おじゃましました♪会員訪問
Vol.002 レストランなんどき牧場さん.....11

第3回 通常総会・研修会を開催



公益社団法人藤沢法人会の第3回通常総会は、6月15日15時30分、藤沢商工会館ミナパークで、会員、来賓他219名出席のもと開催された。

総会は、沼上登総務委員長の司会で進行。東泰一副会長の開会のことばに続き、司会より定足数を確認、総会の成立を宣言した。次に飯塚副会長より来賓が紹介され、須藤修司会長が挨拶を述べた。

続いて平成26年度の会員増強優秀支部表彰が行われ、黒柳喜代志共益事業推進委員長より表彰内容と該当者を発表し、個人では、5件社以上の6名に表彰状、3団体に感謝状が、会長より贈呈された。(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)

引き続き、福利厚生制度に関する表彰を行い、相原厚志厚生事業推進委員長より表彰内容と該当者を発表し、会長より感謝状を贈呈した。(感謝状贈呈者は3頁に記載)

議案審議は、須藤会長を議長に、第一号議案・平成26年度事財務諸表報告及び監査報告に関する承認の件を上程し、田邊勝利総務副委員長より内容報告後、中江博行監事より監査報告が行われ承認された(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。第二号議案・任期満了にともなう役員改選の件を上程、理事・監事に関し、4月21日に行われた理事会において各支部より推薦された方々を発表し、それぞれ承認を得た。

次に報告事項として、平成26年度事業経過報告を五味義武総務委員、平成27年度事業計画を山崎正三総務副委員長、平成27年度予算を和田幸男総務委員(収支予算は5頁に掲載)がそれぞれ報告を行いました。以上で、議案審議並びに報告を終え、次に増田敏朗・藤沢税務署長、田中正明・藤沢商工会議所会頭、腰越明・東京地方税理士会藤沢支部長より祝辞を頂戴し、安部英夫副会長の閉会のことばで終了した。

また、総会の前段で開催された研修講演会は、安室慶雄公益事業推進委員長の司会で、毎日新聞論説委員・与良正男氏による「安倍政権の行方」と題する講演を聴いた。

通常総会終了後に、先ほど信任された新理事が、別室で正副会長、各委員長等を選出し、懇談会場にて発表され、新役員を代表し、鈴木勝貴新会長と、このたび会長を退任された須藤修司前会長がそれぞれあいさつを述べた。

大川信乃新副会長の開会のことばの後、この席から臨席の鈴木恒夫藤沢市長から祝辞を頂戴し、川上彰久新副会長の閉会のことばで終了した。



新会長に鈴木勝貴氏



須藤 修司 氏



鈴木 勝貴 氏

須藤修司会長に続く第9代会長には鈴木勝貴氏が選出された。前任の須藤会長は、平成23年5月の就任以来、4年間、藤沢法人会の牽引力としてその任を果たされました。

今回の役員改選をもって退任となったが、今後は相談役として、引き続き本会の運営にご尽力いただくこととなる。

【鈴木勝貴 氏プロフィール】

新会長の鈴木氏は平成13年、理事に就任され、平成23年5月、副会長に就任するまで、支部や青年部会(旧青年部委員会)の発展に尽力した。

副会長として、就任時は広報委員会、青年部会、25年から総務委員会・青年部会の担当を務めた。

副会長に選任されました。よろしくお願い申し上げます。 < >内は担当委員会、部会、支部 ※は新任

副会長

< 組織、藤沢北、藤沢北東 >	< 女性部、藤沢西 >	< 広報、茅ヶ崎南 >	< 総務、青年部、藤沢南、藤沢東 >	< 事業研修、茅ヶ崎北東、茅ヶ崎北西 >	< 税制、厚生、寒川 >
安部 英夫 氏 安英建設(株)	飯塚 美沙子 氏 (株)新和	中丸 誠 氏 (株)中丸屋米穀店	※川上 彰久 氏 (株)さんこうどう	※和田 幸男 氏 (有)サンエイト	※大川 信乃 氏 (株)オーカワ

26年度新入会員紹介の優秀表彰者名 (順不同・敬称略) 於・第3回通常総会

支部表彰 (年度間での入会数から退会数を差し引いた数値が少ない上位3支部を表彰)

- ① 茅ヶ崎北西支部
- ② 茅ヶ崎南支部
- ③ 藤沢中支部・藤沢東部・藤沢北支部・藤沢北東支部

個人表彰 ☆年度間紹介社数☆(数字は紹介社数)

- 14 櫻井 淳 (株)湘南セールスプロモーション)
- 13 横山 貢 (株)なんどき)
- 6 浅井 明美 (湘南センコー(株))
- 5 中丸 誠 (株)中丸屋米穀店)、長谷川一夫 (株)長谷川土建)、吉田 禎輔 (株)T S K (A I U代理店)
- 4 黒柳喜代志 (有)クロヤナギ)
- 3 沼上 登 (幸友ホーム(株))、入澤 初子 (有)泰明商事)、岩澤 裕 (株)浜田屋)、小川 務 (大栄建設工業(株))、中山富貴子 (大同生命保険(株)湘南支社)、眞岩 清治 (A I U損害保険(株)横浜支店)
- 2 安部 英夫 (安英建設(株))、五味 義武 (トキワ鋼管(株))、植木フミエ (有)植木電気)、下山 利三 (総和工業(株))
- 1 鈴木 勝貴 (鈴木運輸(株))、田村 進 (宗)鵜沼伏見稻荷神社)、張 幹枝 (有)キラク)、安室 慶雄 (有)安室設備)、安藤 忠男 (安藤植木(株))、伊豆 一行 (タイム電子精工(株))、渡辺 勝 (株)イフインテリア)、澤邑 重夫 (社会保険労務士法人 澤)、山崎 正三 (株)サンコーハウジング)、和田 幸男 (有)サンエイト)、吉岡 耐子 (株)テクノサンキョー)、鈴木 郁男 (シャトル工業(株))、富岡 正子 (株)ユタカ)、落合ミナ子 (株)落合電業社)、大村 浪雄 (有)大村商事)、熊澤 孝之 (日本プレス工業(株))、水嶋 聡 (有)水嶋企画)、高橋 國男 (株)張替工業)、川野 憲一 (有)川乃)、関口 三男 (寒川農園)、中山富貴子 (大同生命保険(株)湘南支社)、須田 陽子 (大同生命保険(株)湘南支社)、中澤眞沙恵 (大同生命保険(株)湘南支社)、中山麻衣子 (大同生命保険(株)湘南支社)、倉矢 ゆか (大同生命保険(株)横浜支社)、高橋 俊幸 (A I U損害保険(株)横浜支店)、武内伸一郎 (A I U損害保険(株)横浜支店)、高嶋 唯 (ライフガード(株)) (A I U代理店)、塩澤 和史 (有)T R I T R U S T (A I U代理店)、横田 和樹 (ノアインシュアランス) (A I U代理店)、野崎 直正 (株)リード (A I U代理店)、井浦 一朗 (株)グッドライフ (A I U代理店)、合田 信二 (株)B U D D Y (A I U代理店)、諏訪 幸一 (有)グリーントラスト (A I U代理店)、丸山 道子 (有)危機管理 (A I U代理店)、高木 英二 (メットライフ生命) (A I U代理店)、藤森 良平 (アメリカンファミリー生命保険会社湘南支社)

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、A I U損害保険(株)湘南支店、アメリカンファミリー生命保険会社湘南支社

26年度大型保障制度紹介の優秀表彰者名 (順不同・敬称略) 於・第3回通常総会

- 個人表彰 ☆年度間紹介者数☆(数字は紹介者数)
- ③ 和田 幸男 (有)サンエイト)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,700,000	8,732,603	△ 32,603	
(1) 特定資産受取利息	50,000	50,146	△ 146	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,650,000	8,682,457	△ 32,457	会館テナント家賃等
2. 受取会費	41,860,000	41,952,900	△ 92,900	
(1) 正会員受取会費	41,500,000	41,594,900	△ 94,900	年会費
(2) 賛助会員受取会費	360,000	358,000	2,000	年会費
3. 事業収益	673,500	596,840	76,660	
(1) 研修会事業収益	673,500	596,840	76,660	研修会等負担金
4. 受取補助金	16,851,400	17,051,962	△ 200,562	
(1) 都道府県補助金	1,100,000	1,300,562	△ 200,562	
(2) 全法連助成金振替額	15,751,400	15,751,400	0	全法連による助成金
5. 雑収益	1,275,000	2,015,830	△ 740,830	
(1) 受取利息	5,000	5,754	△ 754	利息
(2) 広告料収益	120,000	80,000	40,000	機関誌の広告料
(3) 雑収益	1,150,000	1,930,076	△ 780,076	
経常収益計	69,359,900	70,350,135	△ 990,235	
(ii) 経常費用				
給料手当	18,200,000	17,648,739	551,261	職員給与と手当等
退職給付費用	970,400	970,400	0	職員退職金積立
福利厚生費	3,192,984	2,818,966	374,018	社会保険料等
旅費交通費	3,098,500	2,926,027	172,473	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,834,870	4,998,136	△ 163,266	切手、葉書、運送料等
減価償却費	2,443,608	2,489,510	△ 45,902	
消耗什器備品費	3,128,912	3,406,414	△ 277,502	
消耗品費	1,992,036	2,144,999	△ 152,963	事務用品等
修繕費	198,000	719,820	△ 521,820	
印刷製本費	6,295,500	6,923,075	△ 627,575	機関誌印刷費等
光熱水料費	1,028,000	866,983	161,017	電気、水道代
賃借料	832,300	846,405	△ 14,105	
事務所管理費	1,988,780	1,966,716	22,064	
会場費	196,000	263,058	△ 67,058	会場費等
保険料	670,800	654,112	16,688	
諸謝金	3,375,400	2,678,304	697,096	セミナー等講師料
租税公課	1,553,400	1,464,200	89,200	
会議費	8,256,950	7,392,255	864,695	会議飲食代等
委託費	4,144,112	4,125,990	18,122	
支払負担金	1,688,020	1,494,763	193,257	
支払寄付金	35,000	35,000	0	
渉外慶弔費	350,000	254,000	96,000	
表彰費	1,171,400	956,692	214,708	
支払手数料	1,201,800	1,200,611	1,189	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	21,396	8,604	
経常費用計	70,876,772	69,266,571	1,610,201	
当期経常増減額	△ 1,516,872	1,083,564		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,586,872	1,013,564	△ 2,600,436	
一般正味財産期首残高	215,216,350	215,216,350		
一般正味財産期末残高	213,629,478	216,229,914		
II 正味財産期末残高	213,629,478	216,229,914	△ 2,600,436	

公益目的事業比率 59.07%

平成 27 年度

収支予算書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位・円)

科 目	27 年度予算	26 年度予算	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
(i) 事業活動収入				
1. 特定資産運用収入	8,695,000	8,700,000	△ 5,000	
(1) 特定資産受取利息	45,000	50,000	△ 5,000	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,650,000	8,650,000	0	会館テナント家賃等
2. 受取会費	40,660,000	41,860,000	△ 1,200,000	
(1) 正会員受取会費	40,300,000	41,500,000	△ 1,200,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	360,000	360,000	0	年会費
3. 事業収入	823,500	673,500	150,000	
(1) 研修会事業収入	823,500	673,500	150,000	研修会等負担金
4. 受取補助金	17,772,400	16,851,400	921,000	
(1) 都道府県補助金	1,350,000	1,100,000	250,000	
(2) 全法連助成金振替額	16,422,400	15,751,400	671,000	全法連による助成金
5. 雑収入	1,375,000	1,275,000	100,000	
(1) 受取利息	5,000	5,000	0	利息
(2) 広告料収入	120,000	120,000	0	機関誌の広告料
(3) 雑収入	1,250,000	1,150,000	100,000	
事業活動収入計	69,325,900	69,359,900	△ 34,000	
(ii) 事業活動支出				
給料手当	17,900,000	18,200,000	△ 300,000	職員給与手当等
福利厚生費	2,708,544	3,192,984	△ 484,440	社会保険料等
旅費交通費	3,099,160	3,098,500	660	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,894,600	4,834,870	59,730	切手、葉書、運送料等
消耗什器備品費	2,533,056	3,128,912	△ 595,856	
消耗品費	2,748,054	1,992,036	756,018	事務用品等
修繕費	478,000	198,000	280,000	
印刷製本費	6,963,380	6,295,500	667,880	機関誌印刷費等
光熱水料費	845,000	1,028,000	△ 183,000	電気、水道代
賃借料	844,800	832,300	12,500	
事務所管理費	2,048,744	1,988,780	59,964	
会場費	331,442	196,000	135,442	会場費等
保険料	246,000	670,800	△ 424,800	
諸謝金	3,604,600	3,375,400	229,200	セミナー等講師料
租税公課	1,563,400	1,623,400	△ 60,000	
会議費	7,641,900	8,256,950	△ 615,050	会議飲食代等
委託費	4,149,112	4,144,112	5,000	
支払負担金	1,721,520	1,688,020	33,500	
支払寄付金	385,000	35,000	350,000	
渉外慶弔費	350,000	350,000	0	
表彰費	1,417,120	1,171,400	245,720	
支払手数料	1,201,800	1,201,800	0	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	30,000	0	
事業活動支出計	67,705,232	67,532,764	172,468	
事業活動収支差額	1,620,668	1,827,136	△ 206,468	
II. 投資活動収支の部				
(i) 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0		
(ii) 投資活動支出				
退職給付引当資産取得支出	682,500	970,400	△ 287,900	
減価償却引当資産取得支出	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動支出計	2,682,500	2,970,400	△ 287,900	
投資活動収支差額	△ 2,682,500	△ 2,970,400	287,900	
III. 予備費				
当期収支差額	△ 2,061,832	△ 2,143,264	81,432	
前期繰越収支差額	26,931,337	29,074,601		
次期繰越収支差額	24,869,505	26,931,337		

公益目的事業比率 59.64%

税金よもやま話

第81回

東京地方税理士会藤沢支部
山口峰生

消費税の簡易課税制度とみなし仕入率の改正

不動産仲介業を営む関内商事(株)の仲畑社長は、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の改正があると聞き、顧問税理士の長嶋さんへ相談してみることにしました。

長嶋税理士：前期まで借金で悩んでいた仲畑社長、今期は春から絶好調ですね。

仲畑社長：はい、ありがとうございます。今期は若手が活躍してくれて、頼もしいですよ。

ところで、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の改正があると聞きましたが、教えてもらえますか。

長嶋税理士：消費税の簡易課税制度とは、中小企業者の納税事務負担の軽減を図る観点から、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基準として簡易に納付税額の計算を行えるようにする、簡易課税制度が設けられています。

計算方法は以下の通りです。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} - \text{仕入控除税額}$$

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

仲畑社長：みなし仕入率を教えてください。

長嶋税理士：以下のように事業ごとに控除割合が変わります。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率【改正前】	【改正後】
第1種事業	卸売業	90%	90%
第2種事業	小売業	80%	80%
第3種事業	製造業等	70%	70%
第4種事業	飲食業、その他の事業 金融業及び保険業	60%	60% 50% (第5種事業)
第5種事業	運輸通信業及びサービス業 不動産	50%	50% 40% (第6種事業)

*2種類以上の事業を行っている場合は、計算が複雑なのでここでは省略します。

詳しいことは、税理士又は税務署へ聞いてください。

仲畑社長：みなし仕入率の改正が行われていると聞きましたが、どのような改正がされていますか。

長嶋税理士：平成27年4月1日以後に開始する課税期間については、現行第四種事業とされていた金融業及び保険業を第五種事業とし、現行第五種事業とされている不動産業については、新たに第六種事業が設けられ、そのみなし仕入率は40%となります。

*経過措置が適用される課税期間は、改正前のみなし仕入率が適用されます。

仲畑社長：すると不動産業仲介業を営んでいる我社は、計算方法を見直した方が良いですかね。

長嶋税理士：その通りです。仮に前期まで一般課税で計算すると、仮払消費税額/仮受消費税額=40%なので、来期以降は一般課税が有利になるかもしれませんね。

今までは、中小企業者は簡易課税制度=有利な方法と考えられてきました。今回の改正で不動産業のみなし仕入率が50%→40%に下がり、簡易課税が有利なのか見直す必要があります。

また不動産業者に限らず、車両や機械などの資産の購入や設備投資で高額な支出を予定している事業者や円安傾向で材料費や消耗品等の価格が値上がり、仮払消費税額の割合が増えている事業者は簡易課税制度が不利になる場合がありますので、決算月までに検討する必要があります。

仲畑社長：我社も会社発展のために、車両の購入や接待費が増えそうなので考えなければならないですね。

長嶋税理士：もし、簡易課税制度の選択を取りやめるときには、届出書の提出や提出期限がありますので、くれぐれも注意してくださいね。

仲畑社長：ありがとうございました。税理士さんは税金のことをはじめ、経営のことも相談でき、中小企業の良き相談者として頼れる存在ですね。

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成28年1月1日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。



国税局・税務署

県税事務所からのお知らせ

資本金・出資金1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率改正 ～平成27年4月1日以後に開始する事業年度から～

改正の概要

- 平成27年度税制改正に係る地方税法の改正により、法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大が行われました。
 - ・資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」といいます。)が1億円超の普通法人に係る外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で段階的に拡大(27年度現行の1.5倍、28年度以降現行の2倍)
 - ・地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し
- この地方税法の改正に伴い、県では、神奈川県県税条例に定める法人事業税の税率の改正を行いました。

資本金が1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率

区 分		税 率		
		改正前	改正後	
法 人 事 業 税	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.376(2.2)%	1.744(1.6)%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.456(3.2)%	2.507(2.3)%
		所得のうち年800万円を超える金額	4.644(4.3)%	3.379(3.1)%
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人	4.644(4.3)%	3.379(3.1)%
	付 加 価 値 割	0.504(0.48)%	0.756(0.72)%	
	資 本 割	0.21(0.2)%	0.315(0.3)%	
地方法人特別税		基準法人所得割額の67.4%	基準法人所得割額の93.5%	

- 備考 1 基準法人所得割額とは標準税率によって計算した所得割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。
 2 表中の()書きは、不均一課税対象法人(注)に適用される税率です。
 (注)資本金が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)
 3 法人事業税の改正後の税率は、平成27年4月1日に施行した県税条例に基づくものです。

詳しくは最寄りの県税事務所までお問い合わせください。



医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 篠崎 伸明



シックス・シグマ(6σ)

医療も日々進歩し、細分化、専門化しており、学ばなくてはならない知識や、身につけなくてはならない技術、使用する薬剤、機材などが複雑化してきています。個々の医療プロセス(診断治療経過)も多様化し、多くの専門職が関わり、ますます、チーム医療が重要になってきています。主治医となる医師は患者さんのひとりひとりに行われる様々な診断、治療、リハビリの経過のマネジメントを行い、最終的に治療結果を問われます。しかしながら、病院で行われているおそらく90%以上の医療プロセスは共通の、ふだんルーチン作業として行われているものです。これらのありふれた医療プロセスにおいてさえ、様々なバリエーション(ばらつき)が生じます。まずは、これらのありふれた医療プロセスの問題点を具体的に明らかにし、分析し、改善する仕組みを作り、そして安全に、安心して行われることが、医療の品質改善、向上に

つながります。

シックス・シグマ(6σ)とは、1980年代初めにモトローラ社が、日本の品質管理活動をもとに開発した品質管理、経営管理手法です。製品の欠陥率を下げる手法です。100万個に欠陥が3～4個というレベルです。その適用範囲は、サービス業などの非製造業にも広がってきています。病院でいえば、100万人の患者の治療経過がすべて安全に行われ、満足のいく治療結果が得られるように活動することになります。製造業でもこれだけ厳しい品質管理が行われているわけですから、患者の命を預かる医療現場ではなおさら必要な活動といえるでしょう。

日本医療機能評価機構によると、平成25年に医療機関から報告があった医療事故は前年比167件増の3049件で、年単位の集計を始めた17年以降で初めて3千件を超え、最多を更新した。全体のうち、医療法に基づき報告が義務付けられている大学病院や国立病院機構の病院などから2708件の事例が寄せられました。うち216件(8%)で患者が死亡し(事故レベルV)、障害が残る可能性が高いケース(事故レベルIV)は263件(9.7%)。ほかに、「ヒアリハット」事例の報告は、医療機関で約61万件、薬局で約6千件ありました。当院でも毎月、提出されるヒアリハット報告をもとに、プロセスの改善を行い、医療事故の防止に役立っています。

「知って得する？」社労士の独り言 第11回

事業者が行う「ストレスチェック制度」 実施までの事前準備について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

本年12月1日から実施される「ストレスチェック制度」の具体的な内容・運用方法を定めた省令、告示および指針が4月15日に、5月7日にはストレスチェック制度のマニュアルも公表されました。この「ストレスチェック制度」の実施義務は、常時使用する労働者が50人以上の事業者とされています(労働者数50人未満の事業場は当分の間は努力義務)。法律上の根拠は、労働安全衛生法第三章の安全衛生管理体制(労働者数50人以上)の枠組利用し第66条の10の規定で、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針が定められています。

この指針によると、「ストレスチェック制度を円滑に実施するためには、事業者、労働者及び産業保健スタッフ等の関係者が、制度の趣旨を正しく理解した上で、本指針に定める内容を踏まえ、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)の場を活用し、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要である。」し、ストレスチェック実施までの事前準備として「事業者の基本方針の表明」、「総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などで構成される衛生委員会等でその実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止などの事項(以下の項目も含め)を調査・審議し、その結果を踏まえて当該事業場におけるストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、これをあらかじめ労働者に対して周知するものとする。」としています。

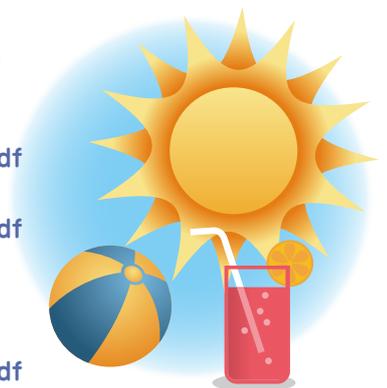
- ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
- ② ストレスチェック制度の実施体制
 - 実施者、共同実施者・実施代表者、その他の実施事務従事者の選任及び明示等
- ③ ストレスチェック制度の実施方法
 - 使用する調査票、高ストレス者の選定基準、ストレスチェックの実施頻度・時期、面接指導申出方法等。
- ④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
- ⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い
- ⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法
- ⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
- ⑧ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること
- ⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

この事前準備には時間を要するので、早めに取り組まれることをお勧めします。

ストレスチェックの実施については、定期健康診断の実施とほぼ同様の手順となります(実施者から実施結果の通知→対象面談者の医師による面談→医師から意見聴取・集団的分析結果受領→就業上の措置の実施→監督署へ検査結果等報告)。詳しくは下記資料の「厚生労働省のストレスチェック制度説明会資料」及び「指針及び省令」をご参照ください。

【基本的な留意事項】

- 平成27年12月1日の施行後、1年以内(平成28年11月30日まで)に、ストレスチェックを実施する必要があります(結果通知や面接指導の実施までは含みません。)
- 労働安全衛生法の他の規定と同様に、ストレスチェック制度の規定も、事業場ごとの適用となります。また、定期健康診断と同時に実施できます。
- ストレスチェック及び面接指導の費用及び賃金については、定期健康診断と同じ扱いです。
※次の資料は以下からダウンロードできます。ぜひ一読ください。
 - 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル(平成27年5月)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>
 - ストレスチェック制度 Q & A(更新履歴 平成27年5月12日)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf>
 - 改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」の省令、告示、指針
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>
 - 厚生労働省のストレスチェック制度説明会資料(現時点で一番分かり易い資料です)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150422-1.pdf>



環境省策定「エコアクション21制度」を活用した環境経営に取り組み
企業力アップと持続可能な社会形成を目指しましょう!!

広 告

環境経営システム「エコアクション21」導入説明会開催

「環境経営」及び「エコアクション21」とは

- ◆今、低炭素型及び循環型の持続可能な社会形成のために、企業、市民などあらゆる主体が環境への取り組みを実践することが共通の使命とされています。企業においても「経済性」と「環境性」を統合した「環境経営」に積極的に取り組むことにより、環境保全と社会的責任を果たすことが求められています。
- ◆平成19年当時の安倍内閣は「グリーン経済形成」の手段として21世紀環境立国戦略を閣議決定し、この戦略を支える仕組みとして、中小事業者の適切な環境経営推進のために「エコアクション21」の活用を決定しました。この方針に基づき平成21年環境省は、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定し、現在全国で7,500社を超える企業がエコアクション21の認定・登録をして、有効な環境経営に取り組んでいます。
- ◆「エコアクション21」運用の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等によるコスト低減と業務の合理化が進められ、また環境に配慮した製品・サービスの創出と提供を重点に取り組むことにより、事業拡大と企業イメージアップが可能となります。
- ◆「エコアクション21」は、どんなに小規模な事業者でも容易に取り組めるシステムです。ガイドラインに基づき取組内容や方法が具体的に示され、PDCAサイクルによる取組の継続的改善が図れます。その活動成果を「環境活動レポート」にまとめてホームページに公開されるなど、環境への取組みが総合的且つ効率的に推進できる環境経営システムです。
- ◆「エコアクション21」を適切に運用している企業は、審査を経て「エコアクション21適合事業者」として、認証・登録され公表されます。また、会社案内や名刺に「エコアクション21ロゴマーク」が表示できます。

「エコアクション21」導入説明会の案内

藤沢法人会会員の皆様に環境経営の有用性並びに「エコアクション21制度」の概要とシステム構築、運用の手順等について、ご理解いただくため下記により説明会を開催します。

「エコアクション21制度」導入を希望される企業・団体様には、別途「講習会」(5回)を準備しており当法人が責任をもってエコアクション21認証・登録までご支援いたします。

- 日 時 平成27年8月6日(木) 15:00~17:00 (受付開始 14:30~)
- 場 所 藤沢商工会館ミナパーク 503会議室 (藤沢市藤沢607-1 藤沢駅北口徒歩5分)
- 内 容 ①企業に求められる環境経営について (敬称略)
一般社団法人環境経営支援ファーム 理事長 芦村 尹人
- ②「エコアクション21制度」の概要と取り組むメリットについて
エコアクション21地域事務局かながわ 事務局長 川崎 則子
(神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部)
- ③「エコアクション21」導入手順と支援について
一般社団法人環境経営支援ファーム 専務理事 上野 一郎
(以上説明会終了後、個別の質問等にお答えします。)
- 参加費 無料
- 申 込 説明会参加希望者は、末尾「説明会参加申込書」に記入し、若しくは同様の内容をFAX又はメールにてお送りください。7月24日までをお願いします。

主 催：一般社団法人環境経営支援ファーム
後 援：神奈川県中小企業団体中央会

※本件問い合わせ先：一般社団法人環境経営支援ファーム 理事(安斎) 090-2443-0841

8/6「エコアクション21」説明会参加申込書

- ◆参加希望者は下表に記入し、若しくは同様の内容をFAX又はメールにて7月24日(金)までにお送りください。

[送信先] FAX：0467-58-7517 Mail：kkf@jcom.home.ne.jp

会社・団体名			業務内容		
所在地	〒	-			
申込者	所 属			氏 名	
連絡先	電 話			FAX	
参加者名				計	名

地域の会員企業紹介

アロープラント 株式会社

事業内容

〈営業種目〉

高圧ガスプラント配管工事
高圧ガスプラント保守・検査
常用・非常用発電機設備工事
空調・衛生設備工事
高圧ガス設備・機器類の輸出

〈許認可〉

検査部門

・指定保安検査機関（液石・一般）
関東東北産業保安監督部
・高圧ガス第2種製造者（移動式）
・高圧ガス販売事業（窒素）

工事部門

・建設業許可（管工事業）
・特定労働者派遣事業
・特定液化ガス設備工事業
・指定給水装置工事事業者
（東京、神奈川、横浜、川崎、横須賀）
・産業廃棄物運搬収集（神奈川県）

代表者

矢野 大介

住所

藤沢市遠藤 3210

電話

0466 (89) 0614

FAX

0466 (89) 0615

メール

d-yano@apk.co.jp

URL

http://www.apk.co.jp/



湘南話し方センター

業種

教育・サービス業・人材育成

特徴

話し方教室 個人指導 司会 人財育成 社員研修
イメージコンサルティング イベント企画
セミナー講演会

代表者

松永 洋忠

住所

平塚市北金目 2-7-13

電話

0463 (58) 8740

FAX

0463 (58) 2470

メール

info@8740.co.jp

URL

http://www.8740.co.jp/

F B

https://ja-jp.facebook.com/shc8740



話し方のことなら当センターにおまかせ下さい。
お一人おひとりを大切に納得のいくご指導を致します。
教室に通えない方、緊急を要する方には、個人指導
個人レッスンを承っております。



ハンジュ 株式会社

業種

ITシステム

特徴

ハンジュは仮想化・クラウドに強い会社です！

・オフィスのシステム環境を見直しませんか？
仮想化技術やクラウドに強い弊社では、お客様の
オフィスの環境がよりスマートになる提案
をさせていただきます。

BCP対策やコスト削減にお悩みのお客様は
お気軽にご相談ください。

・ITサポート行います！

お客様のシステムをサポートします。
サービス向けのシステムだけでなく、社内の
オフィスシステムもお任せください。
社内で情シス担当者を育てたいというので
あれば、教育支援も行います。

代表者

山田 康平

住所

茅ヶ崎市小和田 1-20-12

電話

090 (7846) 9183

メール

info@hengjiu.jp

URL

http://www.hengjiu.jp/



会報広告掲載

チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌
発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！
企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進に
ご活用下さい。

●会報広告掲載は、

カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
カラー全面（中 頁） → **20,000円**
カラー半面（中 頁） → **10,000円**
カラー1/3面（中 頁） → **5,000円**
カラー1/4面（中 頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。

※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも
出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となり
ます。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入ま
でのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました♪

会員訪問

vol.002 レストラン なんだき牧場さん

お肉と湘南野菜のおいしいレストラン

創業は1970年。「なんだき牧場」の店名の由来は、茅ヶ崎のなんだき橋に伝わる民話から誕生しました。

オリジナルの「茅ヶ崎メンチ」は、第1回「かながわ商店街グルメコンテスト」で県内の人気グルメを抑え、グランプリの県知事賞を受賞。第7回の「かながわフードバトル」でも金賞を受賞した確かな味です。

湘南名物となった当店オリジナルのメンチは、神奈川県産の豚、つなぎにオカラを使用。まん丸の球形とサクサクとした食感が特徴です。食べた瞬間、中からジュワ〜と肉汁が出て、香ばしい味と香りに包まれます。

ほかにも、「ローストビーフ（冷製）&海老フライ」や「しゃぶしゃぶ」「海老フライ&ハンバーグ」「特選牛ヒレステーキ」など、神奈川県産の豚肉や湘南野菜を使った魅力的なメニューがズラリ。すべて、シェフと調理スタッフがひとつひとつ丁寧に作っています。

店内はゆったりとした広いテーブル席のほか、半個室、掘ごたつ席も用意されているので、常連客やお子さん連れの家族にも対応、記念日や宴会など幅広い用途に利用できます。「休日は混み合いますので、ぜひ予約を入れてご来店ください」（水澤店長）

すべて手作り
です。当店オリジナル
の味をぜひご賞味
ください!



「貸切や宴会にも対応しています」と店長の水澤慶典さん。

湘南・茅ヶ崎で
45年の歴史を持つ
「なんだき牧場」。
「茅ヶ崎メンチ」の
美味しさは証明済み。



人気メニューは「こだわり豚の味噌漬け&茅ヶ崎メンチ」(1,836円)。神奈川県産の豚を使ったメンチとみそ漬けのセット。肉汁のうま味が絶品!



ビーフステーキセット(2,138円)。
厳選した牛肉を熱々の鉄板で焼い
てお召し上がりいただけます。



デザートに牛乳プリンはいかが?
お持ち帰りができます(324円)。



- レストラン なんだき牧場
〒253-0072神奈川県茅ヶ崎市今宿1024
Tel: 0467-83-2775
ランチタイム 11:30~15:00 (L.O.14:00)
ディナータイム 17:00~23:00 (L.O.22:00)
火曜定休・駐車場有

- アクセス
JR東海道線 茅ヶ崎駅 バス15分
神奈川中央交通平塚駅行き 中島停留所 徒歩5分

本物の会計事務所を 目指して

企業の発展を目指している経営者の方々、将来の相続等に不安を感じている個人の方々、そんな皆様方にとって心強い味方となり、最適なプランと安心感をご提供していくことが私どもの使命と考えております。そのため、高い志と信念を持って仕事にあたることが重要です。

私どもは、皆様方の喜ぶ顔を仕事の糧としながら、21世紀の先駆的事務所としてご期待に十分応えられるよう努力してまいります。

是非TAO税理士法人をご利用いただき、共に発展していけることを願っております。

TAO税理士法人 代表社員 / 公認会計士・税理士
土屋 善敬

お客様本位

常にお客様本位で考え、
親身の相談相手として、
お客様とのコミュニケーションを
大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く
専門的かつ先進的な会計事務所として、
お客様の多様なニーズに
お応えします。

社会貢献

お客様の
「適正な納税義務の実現」と
「持続的な発展のサポート」を通じて
社会に貢献します。

≫ 法人のお客様 for corporate

税務会計のみならず、弁護士・司法書士・社会保険労務士・不動産鑑定士・
経営コンサルタントなど他の専門家とも連携し、企業経営を多面的に支援いたします。

- 税務会計顧問
- 法人設立支援
- 経理業務支援
- 経営支援
- 事業承継支援
- 事業再生支援
- 医業支援
- 公益法人支援
- 国際税務支援

≫ 個人のお客様 for individual

複雑化する税制と財産承継に悩むお客様に対応すべく資産税専門チームを設け、
豊富な経験と実績を強みに、資産家の皆様方の相続問題を支援いたします。

- 確定申告業務
- 相続税、贈与税申告業務
- 相続税対策支援
- 遺言書作成支援
- 遺産整理業務
- 資産運用支援